

**特定保健用食品等の在り方に関する
専門調査会(第2回資料①)**

**「特定保健用食品」適正広告自主基準と広告審査会の概要
及び わかりやすい表示への提案**

平成27年 11月 5日

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会

「特定保健用食品」適正広告自主基準 及び 広告審査会設置の背景と経緯

表示・広告規制の強化（2003.4～）

健康増進法：何人にも虚偽誇大広告を禁止
景表法・特定商取引法：裏付けデータの明確化

どちらも初適用はいわゆる健康食品

過激な表示・広告、不適正な表示・広告の放置

特定保健用食品（特保：国の許可）への影響懸念

* 業界自主基準に向け、2003年度日本健康・栄養食品協会技術部会（特保部）検討開始
『「特定保健用食品」適正広告自主基準』2007.6作成 & 改定（2011,2015）

自主基準遵守に向けた
仕組み作りの検討

広告審査会（及び広告部会）設置（2013.4）

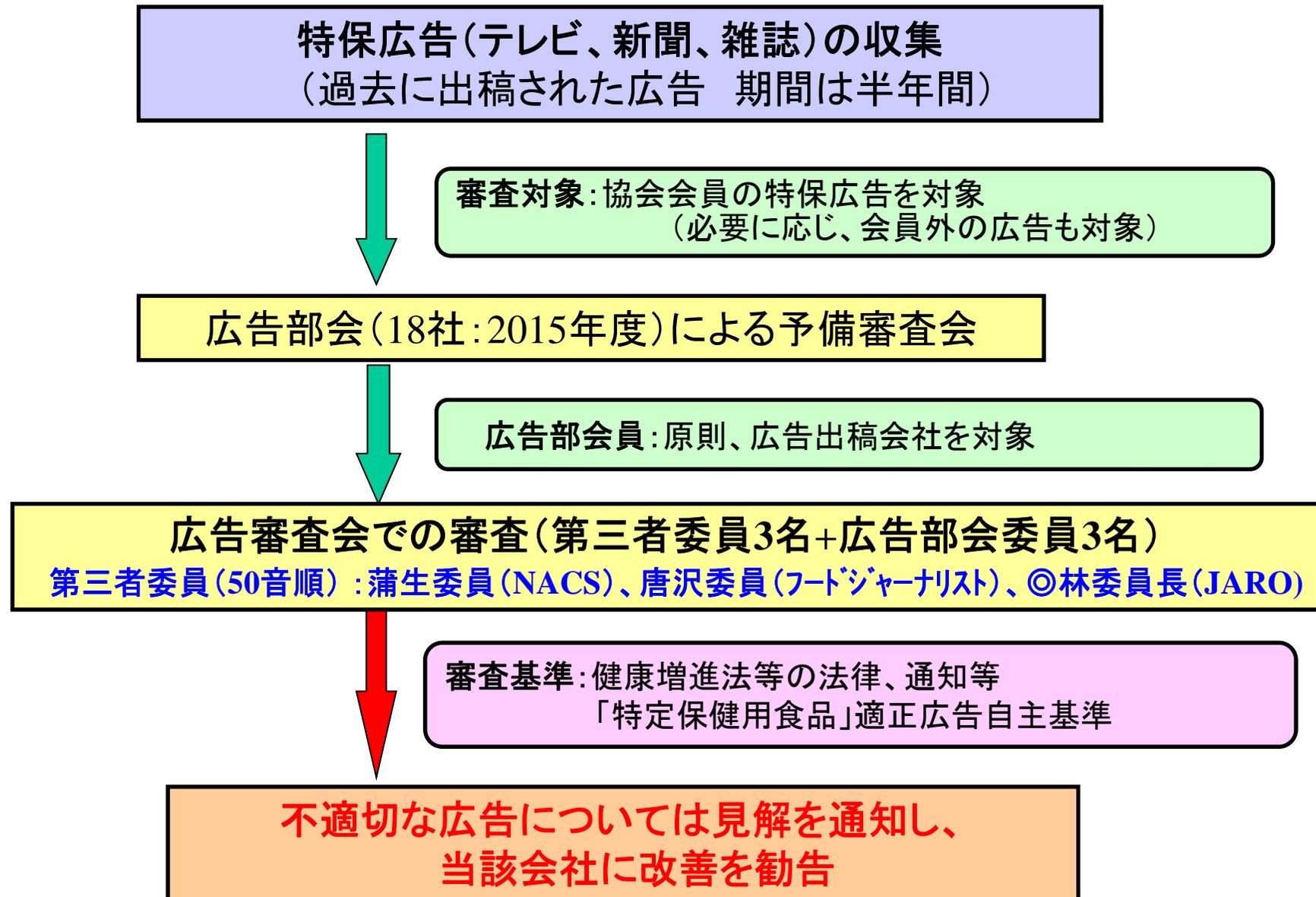
（参考）

特定保健用食品について～消費者委員会からの声明～

2013.1.29 消費者委員会委員長・新開発食品調査部会部会長

当協会へ：『「特定保健用食品」適正広告自主基準』の実効性を高めるため引き続き努力を。

特保広告審査の流れ



特保広告審査会の判定基準と審査結果

判定基準

- 《審査指針》 ①健康増進法等の関連法規
②消費者庁「特定保健用食品の表示に関するQ&A」(H23/6)
③日健栄協「特定保健用食品」適正広告自主基準』(H23,27改定)

《判定基準(概要)》

- 「A」判定:①に抵触もしくは抵触するおそれのあるもの または ②/③に著しく抵触するもの
「B」判定:②/③に抵触するもの
「C」判定:②/③に抵触するおそれ または 消費者に誤認を与えるおそれのあるもの

審査結果 参考資料参照

【第1回(2013.10.10)】

《審査対象》 特保広告素材:2013.1.1~6.30 に出稿 計201件

(内訳) テレビ 81件、新聞 90件、雑誌 26件 その他 4件

《審査結果》 「A」判定 0件 「B」判定 6件 「C」判定 64件^{注1)}

【第2回(2014.9.4)】

《審査対象》 特保広告素材:2013.10.1~2014.3.31 に出稿 計149件

(内訳) テレビ 90件、新聞 40件、雑誌 19件

《審査結果》 「A」判定 2件 「B」判定 2件 「C」判定 19件

⇒ 「A」「B」判定広告出稿事業者には、改善検討をお願い
「C」判定広告出稿事業者には、結果を通知

注1) 「C」判定が64件と多い理由:同一会員企業の内容がほぼ同じシリーズ広告(新聞:2商品)46件が含まれるため

審査結果の開示・公表について

1) 行政への報告 (審査会終了後)

「消費者庁(食品表示企画課)」「消費者委員会事務局」
「厚生労働省(医薬・生活衛生局 監視指導・麻薬対策課)」
概要、審査経緯、具体的事例「A,B,C」(商品名なし)

2) 特保講習会での報告 (年1回)

概要、審査経緯、一部の具体的事例(商品名なし)

3) 協会HPへの掲載 (審査会終了後)

- ・協会会員向け(特保部会員): 概要、具体的事例「A,B,C」(商品名なし)
- ・一般向け: 概要のみ

審査課題への対応(審査会後の取組み)

1) 『「特定保健用食品」適正広告自主基準』の見直し

審査過程で課題となった判定基準の設定・見直し

2) 今後の広告審査の進め方、他

『適正広告自主基準』の見直し(1)

自主基準改定内容(2015.3) 『個人の感想』

変更箇所	現行基準	変更案
5.留意事項(2) 「許可表示」の 直接引用以外の 広告表現について 3)その他の表現 について	④ アンケート・モニター 結果について	変更なし
	(基準なし)	<p>⑤ 個人の感想等について その製品について、事実に基づく「個人の感想等」を広告に使用することは差し支えない。 ただし、許可表示の範囲を超える表現を用いること、トクホは疾病を持つ人を対象とするものではないので、医療が必要でないかのような（治療の機会を失わせる）表現を用いること、効果を強調し過ぎたり、断定的な表現を用いて効果の確実性を保証すること、一部の都合のよい効果についての感想のみを引用すること、その他消費者に誤認を与えることがないよう十分に注意すること。</p> <p>⑥ 製品特徴・配合成分</p>

『適正広告自主基準』の見直し(2)

自主基準改定内容(2015.3) 『TV広告でのグラフの取扱い』

変更箇所	現行基準	変更案
<p>5. 留意事項 (3) データ（グラフ等）の取扱いについて</p>	<p>テレビを使用した広告については、瞬時的グラフが出ることで優良誤認をさせることがあるので、以下のことに十分に配慮すること。</p>	<p>テレビを使用した広告については、瞬時的グラフが出ることで優良誤認をさせることがあるので、以下のことに十分に配慮すること。</p>
<p>【テレビ等の映像媒体においてグラフを使用する場合の注意事項】</p>	<p>① 番組内の生コマーシャル・番組的なインフォーマーシャル等、グラフの内容をその広告の中でしっかり説明できるものについては、グラフを使用しても差し支えない。</p> <p>② 15秒や30秒など瞬時に流れてしまうコマーシャルでのグラフの使用は控えること。</p>	<p>① 番組内の生コマーシャル・番組的なインフォーマーシャル等、グラフの内容をその広告の中でしっかり説明できるものについては、グラフを使用しても差し支えない。 しっかり説明するとは、映像または映像とナレーションを組み合わせて、例えば、試験結果、試験条件、撮取期間、対象者の属性等の試験概要をわかりやすく説明することをいう。</p> <p>② グラフの内容は映像だけでなく、ナレーション（音声）で説明することが望ましい。</p> <p>③ 15秒や30秒など瞬時に流れてしまうコマーシャルでのグラフの使用は控えること。</p>

今後の検討課題

《判定基準関連:「適正広告自主基準」の見直し》

以下の予備審査会/審査会で挙げられた課題の検討

- ① 医師の推奨に関する扱い
- ② 1日摂取目安量の表示
- ③ 許可表示文言の表示
- ④ 「食生活は・・・」の一文の表示
- ⑤ グラフを使用する際に記載する試験概要

《今後の広告審査の進め方:Web広告》

広告部会にて、既存Web広告の閲覧を行い、以下について論議

- ①「適正広告自主基準」へのWeb広告特有の留意事項規定
- ②審査の可能性検討(資料収集方法、タイムリー性)

【表示内容への提案】 わかりやすい表示内容へ(1)

《背景》 許可される表示内容が判りにくいため、広告表現も曖昧となり、
広告内容や訴求について誤認の恐れが生じやすい
⇒ 消費者にわかりやすい表示許可内容にすることで広告表現も改善へ

現行トクホ	わかりやすい表現
許可表示	本製品の有効性、期待できる効果
一日(当たりの)摂取目安量	摂取方法、摂取量・方法
保健の用途	有効性(の分類)
関与成分	有効成分、機能性成分

現行使われている用語は、当局あるいは申請者(事業者)のための用語となっており、消費者には馴染みのない、わかりにくい表現となっている。
なお、現行でも「特定保健用食品」と明記されており、医薬品との誤認はないように配慮されている。



①関与成分、 ②メカニズム、 ③期待できる効果、 ④対象者
を具体的に明記することで消費者に誤認のないわかりやすい表現となる。

【表示内容への提案】 わかりやすい表示内容へ(2)

保健の用途	現行トクホ	わかりやすい表現 例
例) 血圧	本品は〇〇〇を含んでおり、血圧が気になる方に適した食品です。	本品は〇〇〇を含んでおり①、体内で血圧を上昇させる成分の合成を抑える②ので、 <u>血圧を緩やかに下げる③</u> ことが特徴です。 <u>最高血圧(収縮期血圧)が130~159mmHgの方④</u> の食生活改善に役立ちます。

①関与成分、 ②メカニズム、 ③期待できる効果、 ④対象者 を具体的に明記

《わかりやすいヘルスクレームの説明》

表示要件	わかりやすい表現 例	備考
当該製品に関する健康強調表示	本品は…の食生活改善に役立ちます。	当該製品で有効性・安全性試験を実施し、審査されている。
関与成分	〇〇〇を含んでおり、	簡易名表記など、消費者にわかる工夫を。
メカニズム	体内で血圧を上昇させる成分の合成を抑えるので、	絵を利用するなど、言葉以外でわかりやすく工夫することも可能。
期待できる効果	血圧を緩やかに下げることが特徴です。	グラフを利用するなど、言葉以外でわかりやすく工夫することも可能。
対象者	最高血圧(収縮期血圧)が130~159mmHgの方	健康診断値など、対象者をより具体的に表示することで、誤認のリスクは減る。

【表示内容への提案】 わかりやすい表示内容へ(3)

《わかりやすいヘルスクレーム例Ⅱ》

保健の用途	わかりやすい表現 例
体脂肪	肥満はメタボリックシンドロームのリスクを高めるといわれています。本品には〇〇〇が含まれており、エネルギーとして脂肪を利用しやすくするので、体脂肪を減らしたい方に適しています。BMIが23～30未満の方にお奨めします。
中性脂肪	本品には〇〇〇を含んでいるため、食事に含まれる脂肪の吸収を抑えます。そのため、食後の血中中性脂肪の上昇を緩やかにする上、健康診断などで測定する空腹時の血中中性脂肪を低下させることが期待されます。空腹時の中性脂肪が120～199mg/dl以上の方の食生活改善に適しています。
血糖値	食事時の糖質は食後に血糖値を上昇させますが、本品に含まれる〇〇〇は小腸で糖質の吸収を阻害し、食後の急激な血糖値の上昇を抑えることができます。空腹時血糖値が110～125mg/dlの方、随時血糖値が140～199mg/dlの方など、糖尿病予備軍と言われている方にお奨めします。
整腸	本品には〇〇〇が5g配合されています。〇〇〇は小腸で消化・吸収されないため、そのまま大腸に届いて腸内を良い環境にして、便通を改善します。本品はお通じが不規則な方や、おなかの調子がすぐれない方にお奨めです。